



島根県報

平成20年10月31日（金）

号外 第 130 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

（産 業 振 興 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第76号）

1 規則の概要

設備機器使用料及び依頼試験手数料について改正することとした。（別表第1・別表第2関係）

2 施行期日

平成20年11月1日から施行することとした。

規 則

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第76号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中 「

精密電力増幅器	1時間につき 150円
---------	-------------

」を「

精密電力増幅器	1時間につき 150円
パルス通電焼結装置	1時間につき 3,350円

」に改める。別表第1の2の表中 「

粒度分析装置	1時間につき 420円
--------	-------------

」を「

粒度分析装置	1時間につき 420円
窯業窯炉（20キロワット）	1時間につき 610円
シリコニット電気炉	1時間につき 420円
ビスコテスター	1時間につき 50円
ロータップふるい試験器	1時間につき 280円
振動ふるい	1時間につき 300円
乳鉢播 ^{すりつぶし} 潰機	1時間につき 90円
乾式ボールミル	1時間につき 190円
電子天秤 ^{てんびん}	1時間につき 50円
レーザー顕微鏡	1時間につき 420円

」に改める。

別表第2の1の項に次のように加える。

(13) 実体顕微鏡による定性分析	1試料につき 1,880円
-------------------	---------------

別表第2の10の項中

(3) 瓦耐風耐震試験	1 平瓦150サイクル基本試験	1 試験につき 2,970円
	2 平瓦150サイクル繰り返し試験	1 試験につき 4,910円
	3 棟瓦鉛直回転試験	1 試験につき 3,030円

を

(3) 瓦耐風耐震試験	1 平瓦150サイクル繰り返し試験	1 試験につき 4,910円
	2 棟瓦鉛直回転試験	1 試験につき 3,030円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第3条の規定により島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）第3条第1項の承認の申請をしている者に係る使用料及び改正前の規則第8条第1項の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。